警報発令時などの学校の対応

岐阜市立長森南中学校

岐阜市では、非常変災時(特別警報や警報が出ている場合)は次のような対応となっています。理解して対応をお願いします。

非常変災時における休業及び登下校について

- ○登校前に、特別警報や警報(いかなる警報であっても)が発表されている場合
 - (1)警報が解除されるまで家庭において待機とする。
 - ②始業時刻の1時間前(7:15)までに警報が解除された場合は、平常どおり登校とする。
 - ③始業時刻の1時間前(7:15)から正午までに警報が解除された場合は、解除後 1時間を経てから授業を開始する。
 - 【例】7:30に警報が解除された場合→8:30から授業を開始する。
 - 11:45に警報が解除された場合→12:45から授業を開始する。
 - 4)正午を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とする。
 - ⑤午前中のみの土曜日等の教育活動については、始業時刻(8:15)に警報が発令 されている場合は、休業とする。
 - ※ただし、②と③の場合においても、道路、橋等の損壊その他で危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及ばない。
- ○登校後に、特別警報や警報(いかなる警報であっても)が発表された場合
 - ①警報が解除されるまでは、原則「学校待機」とする。
 - ②その後、気象状況や校区の道路状況等の危険箇所の確認後、安全に帰宅できると判断した場合は、授業を中止し、速やかに下校する(場合によっては、教職員が下校 指導をしながら下校することもある)。
 - ③帰宅が困難であると判断した場合には、「学校待機」とする。必要に応じて、「生徒 の引き渡し」を行う。
 - ※原則として、スマート連絡帳で連絡します。
 - ※スマート連絡帳の登録を、よろしくお願いします。